連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

信託法（平成18年法律第108号）の施行の日までの間は、「集団投資信託（合同運用信託を除く。）」は「投資信託及び特定目的信託」として記載します。

区分		収入金額 ①	①について課される所得税額 ②	②のうち控除を受ける所得税額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円
公社債の利子等	2			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（みなし配当等を除く。）	3			
集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配	4			
その他	5	内	内	内
計	6			

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10)/(9)（小数点以下3位未満切上げ）	控除を受ける所得税額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	各連結法人の収入金額の合計額	各連結法人の所得税額の合計額	各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計	各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計	(15)－(16)/2又は12（負数の場合は零とする。）	所有元本割合 (16)＋(17)/(15)（小数点以下3位未満切上げ、1を超える場合は1とする。）	控除を受ける所得税額 (14)×(18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
		平・・	円	円	
		平・・			
		平・・			
		平・・			
		平・・			
計					

個別帰属額の計算

連結法人名		個別帰属額 (23の計)＋(25の計)＋(26の計)	22	円

銘柄等	利子配当等に係る控除を受ける所得税額			利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額
	個別法による場合	銘柄別簡便法による場合		
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(24)×(19)/(14)	
	23	24	25	26
	円	円	円	円
計				